

アーツカウンシル助成事業
令和8年度文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム
(C 関係人口共創プログラム)
のご案内

【本事業の実施にあたって】

信州アーツカウンシルでは、令和4年度より、県民・地域が主体となって取り組む文化芸術活動に対する助成や相談・助言等の寄り添い型支援を通じて、担い手の発掘や育成を行うとともに、長野県の多様な文化芸術を多様な主体が支える環境づくりを推進しています。

5年目を迎えますが、年ごとの応募・採択の状況や地域における文化芸術環境、担い手の状況を見ながら、毎年新たな状況を受け止め、運営のあり方を調整しています。

本助成プログラムにはこれまで、県内に所在する団体からのみ、申請いただいてまいりました。他方、現在においても、長野県の地域文化や風土、自然環境に魅力を感じ、地域住民、県内文化団体等とともに、県外在住の方が担い手となって地域の文化芸術活動に寄与してくださっていると認識しています。

この度新しく実施する「C 関係人口共創プログラム」では、支援する文化芸術活動の担い手の裾野を広げます。県内への移住や多拠点展開を念頭に長野県内での継続的な活動を希望する県外の団体や、過疎化、少子高齢化により担い手が不足している地域と協働する関係人口の方たちが主体となる活動も支援の対象とします。

信州アーツカウンシルでは始動から4年間、県域全体を意識した支援を行ってきましたが、未だ手を延ばすことができていない地域・エリアも多くあります。そうした地域に繋がりをもつ担い手の方と協働しながら、信州・長野県を網羅した支援の環境づくりに繋がりたいと考えています。

文化芸術は地域社会にとっての重要なインフラです。人口減少が暮らしに変化をもたらしている現在、多様な人々が地域において協働・共創し、地域文化の基盤を支えていく、新たなあり方へのチャレンジの第一歩に、多くの皆様から関心をお寄せいただき、ご応募いただきますよう、お願いを申し上げます。

本助成プログラムの財源には長野県文化振興基金を活用しています

令和8年(2026年)4月
信州アーツカウンシル
(一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局)

アーツカウンシル助成事業
令和8年度文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム
(C 関係人口共創プログラム)
募集要項

1 対象となる活動

長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫の見られる活動で、自らの問題意識に基づき長野県内の特定の地域において課題を設定し、当該地域の担い手との連携・協働を行いながら取り組む活動。

(詳細は、下記「5 助成金による支援」を参照願います。)

2 対象者

長野県外を拠点とし、長野県内に共創相手や協働者をもつ、文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等の団体やグループ(法人格の有無、種別は問いません。)

なお、地方公共団体が出資する法人は対象となりません。

※ 次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団(長野県暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第1号に該当する団体)
- ・団体を構成する者に暴力団員(条例第2条第2号)、暴力団関係者(条例第6条第1項)に該当する者がいるもの

3 活動場所

主に長野県内

4 対象となる分野

次に掲げる文化芸術の創作や表現に係る活動

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の電子機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
生活文化	(書道、華道等)
地域文化	(地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能等)

文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条~第12条、第14条より。

5 助成金による支援

種類	想定する活動・支援	上限額、助成率
C 関係人口共創 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足となっている地域の文化・芸術の持続・存続・継承に資する活動 ・長野県内での継続的な活動を希望する県外在住者等が県内協働者とともに行う新たな試み 	<p>300,000 円</p> <p>10/10 以内</p>

最大3年の継続支援を予定

■事業の企画・運営における環境への配慮

人間活動に起因する、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出増により、気温上昇等の気候変動が引き起こされていることから、信州アーツカウンシルでは、持続可能な社会と、自然と調和する循環的で文化的な暮らしの実現を目指した取組を推進していきます。

本助成プログラムに関わる団体・グループの皆さんにおいても、環境に配慮した事業計画の立案と運営をお願いします。

【対象となる事業例】

- ①地域で活動する文化芸術の担い手（アートマネジャー、アーティスト等）による運営向上、人材育成、活動持続化に資する取組
- ②文化芸術を媒介に、様々な分野の担い手が連携して地域の課題への対処を試みる取組
- ③文化芸術による新たな発想で地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取組
- ④障がい者福祉、高齢者福祉、多文化共生などの分野と協働し、社会包摂（インクルーシブ）を推進する文化芸術の取組
- ⑤次世代を担う子どもたちが文化芸術を体験し、地域における学びの機会を創出する取組
- ⑥地域の歴史文化や自然、文化的資源の発掘・活用・継承に資する取組
- ⑦気候変動の課題を意識し、信州の自然と調和する循環型で文化的な暮らしの創造に資する取組

【対象とならない事業例】

- ①申請団体の通常の活動や所属・招聘芸術家の発表が中心で、地域との連携や活動環境を整えていく要素が少ないと考えられる活動
- ②団体やグループを構成する者の個人的な活動
- ③サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等に留まる活動
- ④公衆の用に供するに当たり交付対象者以外の著作権を侵害する恐れのある活動
- ⑤宗教的活動又は政治的活動
- ⑥公序良俗に反する活動

- 6 採択予定件数
最大3件を予定しています。
- 7 助成対象経費
別紙のとおり
- 8 助成金交付の対象となる活動期間
助成金交付決定の日から令和9年（2027年）2月28日（日）まで
ただし、事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合には、内示日以降の活動への着手が可能となります。
令和9年3月は、成果報告、継続審査を行う期間とすることを予定しています。
- 9 募集期間（期間中に説明会・相談会を開催します。）
令和8年（2026年）4月10日（金）～ 5月12日（火）【17時必着】
（※ 郵送での提出は、5月12日必着）

【募集期間中の説明会、相談会】

種類	日程	申込期限	会場、利用アプリ
オンライン説明会	4/3(金)配信開始	不要	信州アーツカウンシル YouTubeチャンネル https://www.youtube.com/@shinshu_ac
オンライン相談会	第1回 4/10(金)	各開催日の2日前の正午	「ZOOM」を活用します。相談時間確定後、接続先を登録のメールアドレスに送信します。
	第2回 4/15(水)		

相談内容	助成金の応募、活動に関する具体的相談
必要書類	事業計画及び予算書をご用意ください。
対応スタッフ	信州アーツカウンシル（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局）のコーディネーターほか

- ※1 オンライン相談会は、各日とも10:00～12:00、14:00～16:30の時間で行います。1つの団体・グループにつき25分で相談時間を設定します。
（相談を希望する団体等の数に応じて時間を調整します。）
- ※2 事前予約制となります。別紙申込用紙により、各開催日の2日前の正午までに申し込みをお願いします。
- ※3 事業計画、予算書を拝見しながら相談を行いますので、予めご用意ください。

10 実施における相談支援体制

8の説明会、相談会に加え、申請、活動、成果報告の各段階において、必要に応じて、信州アーツカウンシルのコーディネーター（専門スタッフ）が相談を受け、文化芸術に係る専門的知見に基づいて活動への助言を行います。（申請段階における相談の有

無は選定の要件とはなりません。)

11 応募方法

信州アーツカウンシル公式Webサイトから申請に係る書式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メール又は郵送で提出してください。

提出書類	事業計画書（様式第1号）及び添付書類
	収支予算書（様式第2号）
	支出の部内訳表（様式第2号別紙①）
提出先	【申請フォーム】 https://shinshu-artsCouncil.jp/aiding/subsidy-form/ メールにて提出されたものは受付できませんので、ご注意ください。 【郵送先住所】 〒380-0928 長野市若里一丁目1-4 県立長野図書館1階 (一財)長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局 電話番号：026-223-2111

【注意事項】

(1) 申請フォームで提出の場合

- ・提出データの形式（拡張子）を以下のものとしてください。
(.docx、.doc、.xls、.xlsx、.pptx、.ppt、.pdf、.jpg、.png)
- ・1ファイルのサイズは、事業計画書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）、支出の部内訳表（様式第2号別紙①）は3MB以内、それ以外は10MB以内とし、各ファイル名には団体・グループ名を記載してください。
- ・送信完了後、自動で送信者に受領完了メールが届きます。送信後、当日中に受領完了メールが届かない場合は、電話にて連絡をお願いします。※定休日：日曜、月曜、祝日

(2) 郵送の場合

封筒の表面に「2026 信州AC助成プログラム申請書類在中」と朱書きしてください。

12 審査

(1) 審査方法

申請された活動に対し、信州アーツカウンシルが事前調査を行い、信州アーツカウンシルの責任者が採択原案を取りまとめた上で、アドバイザーボードに審議を依頼し、意見具申を経て決定します。

(2) 審査のポイント

- ①実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。あわせて、課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく可能性のみられる活動であるか。
- ②必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできる内容の文化芸術活動であるか。
- ③弾力性：地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
- ④持続性：文化芸術活動の持続的発展が望めるか。並びに、環境持続性への意識を持ち、循環型で文化的な暮らしの創造への配慮がなされているか。
- ⑤波及性：協働・共創する新たな関与者を得て、地域内や他の活動団体・創作者へ伝播していく活動であるか。

(3) 審査の結果

審査結果については6月上旬頃に電子メール等にてお知らせします。

<採択（交付決定）までのスケジュール（予定）>

1 募集期間	令和8年4月10日（金）～5月12日（火）
2 審査	令和8年5月中旬～下旬
3 採択結果通知（内示）	令和8年6月上旬
4 助成金交付申請書受付	令和8年6月上旬～
5 交付決定	令和8年6月中

13 選定された場合の注意点

(1) 助成金の返金・減額

助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また本事業の要綱等や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(2) 選定結果・活動内容の公表

選定された活動については、団体等の名称、活動の概要、活動の状況、助成金額等の情報を、信州アーツカウンシル公式Webサイトや広報媒体等で公表します。

(3) 経過報告及び実績報告、活動の評価

活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告をしていただきます。あわせて、事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書及び会計書類の提出をしていただきます。

(4) 会計書類等の収集・保管

ア 支払関係書類の収集・保管

・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関振込明細票のセット〉〕の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し予め支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、団体等名と一致させること。（略称は不可）

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

(ウ) 5万円以上の支出による領収書には下記表に記載の収入印紙を貼付の上、消印が押されていること。（電子帳簿保存法に基づく電子領収書を除く）

記載された受領金額	領収書に貼付する収入印紙額
5万円以上100万円以下	200円
100万円を超え200万円以下	400円
200万円を超え300万円以下	600円

※ 支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管〔5年間〕

・選定された団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

14 安全への配慮

活動にあたっては、安全等に配慮し、万一事故等が発生した場合は、責任をもって対処するとともに、速やかに状況を信州アーツカウンシルまで報告してください。

15 事業を中止する場合

事業を中止する場合は、速やかに状況を信州アーツカウンシルまで報告してください。

4月8日に修正追加

16 個人情報の取り扱い 本助成事業への応募の際に記入いただいた個人情報については、信州アーツカウンシルが厳重に管理し、以下の目的にのみ利用します。

- ・本事業の応募者の管理と審査のため
- ・本事業に関する応募者本人及び代理人への連絡のため
- ・本事業の記録のため
- ・今後実施する信州アーツカウンシルの事業案内のため

17 お問い合わせ

信州アーツカウンシル

((一財) 長野県文化振興事業団 アーツカウンシル推進局)

電 話 026-223-2111 ※定休日：日曜、月曜、祝日

F A X 026-223-2112

電子メール ac-josei@naganobunka.or.jp

※4月8日に修正しました。

15 事業を中止する場合 と

16 お問い合わせ の間に新たに 16を追加しました。

(別紙)

○助成対象経費

費 目	内 容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品 ー保険料を含むー、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費
旅 費	公共交通機関の利用に係る交通費、高速道路料金、宿泊料（交通費、高速道路料金は最短経路による）
使用料・賃借料	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、レンタカー使用料等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
手数料	振込手数料
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代等（1件10万円未満）、燃料費

※1 助成対象経費は、本助成プログラムの活動に要する経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

※2 この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、助成金対象の可否について、事前に信州アーツカウンシルへの確認が必要です。